

「一般社団法人奈良教育大学同窓会竹柏会」会則

「一般社団法人奈良教育大学同窓会竹柏会」定款に基づき同窓会竹柏会を運営する上で必要な事項を定める。

第1章 名称

第1条 この法人は、一般社団法人奈良教育大学同窓会竹柏会とし、事務所を国立大学法人奈良教育大学内に置く。

第2章 目的及び事業

第2条 この法人は、会員相互の親睦を図り、教育及び社会の進展に寄与することを目的とするとともに、この目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員親睦事業 (2)学事奨励事業 (3)会報の発行
- (4) 支会活動の支援と充実 (5)学内学生のサークル活動支援
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第3章 会員及び正会員

第4条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人に関する法律上の社員（以下「正会員」）とする。

- (1) 正会員 一般会員及び学生会員のうち、第5条に定める会費を納入したものの
- (2) 一般会員 国立大学法人奈良教育大学及びその前身校並びにそれに準ずる教育機関の卒業生、修了者及び大学の教員
- (3) 学生会員 国立大学法人奈良教育大学学部及び大学院に在学中のもの

第5条 会員は、入会金及び年会費を納入する。

- (1) 入会金は2,000円とする。
- (2) 正会員は、年会費3,000円とし、1,000円単位で増額納入できる。
- (3) 一般会員は、年会費2,000円とし、篤志増額納入ができる。但し、年会費3,000円以上の納入者は、本人の意志により正会員になることができる。（所定の様式による手続き必要）なお、85歳以上の一般会員は、5か年以上の会費を一括納入することができる。
- (4)学生会員は、次の方法で納入する。

◎学部入学生は、入会金 2,000 円と 4 か年分の会費 8,000 円を入学時に一括納入する。

◎大学院入学生は、入会金 2,000 円と 2 か年分の年会費 4,000 円を入学時に一括納入する。

第 4 章 正会員総会

第 6 条 この法人に正会員総会を設置する。正会員総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

第 7 条 正会員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 理事の選任及び解任
- (2) 定款の変更
- (3) 各事業年度の事業報告、決算の承認及び事業計画及び予算
- (4) 入会の基準並びに会費等の金額に係る定め
- (5) 正会員の除名

第 8 条 正会員総会は、理事会の決議に基づき会長が招集し、議長は会長があたる。ただし、会長が出席できないときは理事及び正会員の中から選出する。

第 9 条 正会員総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席がなければ開催することができない。又、決議は、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

第 10 条 正会員総会に出席できない正会員は、予め通知された事項に書面又は電磁的方法をもって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。その正会員は出席したものとみなす。

第 11 条 正会員総会は、理事会と連携し、会の活性化を図りながら事業活動に助言、協力する。

第 5 章 理事及び監事

第 12 条 この法人に次の役職を置く。

- (1) 理事 20 名以内（理事のうち 1 名を代表理事とし、会長に就任する。）
 - (2) 監事 1 名以上
- 第 13 条 理事及び監事は、正会員総会において承認を得なければならない。

第 14 条 理事は理事会を構成しこの法人の全ての業務の執行、決定に参画する。

- 2 会長は、この法人を代表しその業務を執行する。
- 3 会長は、この法人運営上必要な委員会を設け、委員を委嘱することができる。

第 15 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、監査報告を作成する。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。

第 16 条 理事の任期は、選任後 2 年以内とし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内とし、再任を妨げない。
- 3 後任として選任された理事及び監事の任期は前任者の任期満了までとする。

第 17 条 理事及び監事は、無報酬とする。

第 6 章 理事会

第 18 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 正会員総会の日時、場所及び目的である事項の決定
 - (2) 規則の制定、変更及び廃止
 - (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 代表理事の選任及び解職
- 第 19 条 理事会は、会長が招集し、議長は会長があたる。

第 7 章 委員及び支会・評議員

第 20 条 委員は、事業活動部会並びに各種委員会活動に協力する。

- 2 竹柏会以前の奈良教育大学同窓会理事については、理事の名称を解き、奈良教育大学同窓会竹柏会委員とする。

第 21 条 この法人の各地区に支会を置き、理事との連携を深める。

- 2 支会は、支会長 1 名、評議員若干名を選出する。評議員は支会を運営する。

第 8 章 名誉会長及び顧問と名誉理事

第 22 条 この法人は、奈良教育大学長を名誉会長に推戴する。

第 23 条 顧問は、学長経験者、本会の会長経験者から充てる。

第 24 条 名誉理事は理事経験者から充てる。

第9章 会議

第25条 理事会は、年4回（4月、7月、10月、1月）開催する。

2 理事会は、全ての運営業務を決議し執行を決定する。

第26条 正会員総会は、年1回開催し、理事会の決議事項の報告を受ける。

第27条 全体総会（同窓生のつどい）は、年1回開催する。

第28条 委員会、支会長会、評議員会は、必要に応じ開催する。

第10章 財産及び会計

第29条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

第30条 この法人の事業計画書、収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、直近の正会員総会に報告する。

第31条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が作成し監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て正会員総会に報告する。

附 則

この会則は、令和2年4月1日から施行する

この会則は、令和6年4月27日から施行する